

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第10条第1項	公害防止統括者等の解任命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める規定に違反したとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。